

第474回広島海区漁業調整委員会（ウェブ会議）議事録

1 日時及び場所

日 時 令和3年2月5日（金）午後1時27分～午後3時8分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）

広島県呉庁舎第1庁舎3階会議室（呉市西中央一丁目3-25）

広島県福山庁舎第3庁舎第351会議室（福山市三吉町一丁目1-1）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和3年1月27日（水）

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員（14人） 北田國一，川岡勝義，高橋勝盛，久保河内鎮孝，濱松照行，中島克之，
畑野利男，箱崎照男，丸山和利，佐藤真奈美，山田正通，海野徹也，
高田幸典，金子和民

県（8人）	農林水産局水産課	課 長	飯田 悦左
	〃	主 査	福地 博子
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	〃	主 査	戸井 真一郎
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	〃	主 査	武田 高明

事務局（3人） 山根次長，中林主査，久永主任

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第61号議案 広島海区漁業調整委員会規程の改正について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第62号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る制限措置及び申請期間について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第63号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間について
(結 果) 原案のとおり承認された。

第64号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間について
(結 果) 原案のとおり承認された。

第65号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間について
(結 果) 原案のとおり承認された。

(2) 協議事項

第66号議案 令和3年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

第67号議案 岡山海区漁業調整委員会との緩衝海域に関する協定について

(3) その他

全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

6 議事の経過

午後1時27分、事務局の山根次長から第474回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に海野委員と高田委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第61号議案 広島海区漁業調整委員会規程の改正について】

議 長 はじめに、第61号議案「広島海区漁業調整委員会規程の改正について」を上程します。提案理由と内容を事務局から提案してください。

山根次長 (61号議案の提案理由及び提案内容を資料1-1, 資料1-2により説明した。)

議 長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様、ご意見、ご質問をお願いします。

全 委 員 (挙手なし)

議 長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ採決に移ります。では、第61号議案「広島海区漁業調整委員会規程の改正について」は、原案のとおり改正することよろしいですか。

全 委 員 (賛成の挙手)

議 長 異議なしということで、第61号議案は案のとおり承認します。

【第62号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る制限措置及び申請期間について】

議 長 では、次に第62号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る制限措置及び申請期間について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 (62号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

三浦主査 (資料2-1, 資料2-2により説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 今回の告示案では統数が15統とされていますが、これは現在の許可数の15統なの
でしょうか。新たに福山地区から要望が出たことについては、精査してという説明
でしたが、精査してどのようなかたちになるか教えてください。15統に新規の分を
追加して告示するのか、本委員会に改めて附議したうえで許可するのかですか。

三浦主査 福山地区につきましては、先ほど説明しましたように沿岸部までできる操業区域
になっておりますが、これでは何等か他の漁業との調整が必要と思われます。操業
区域等の変更を行うにはまず海区委員会にお諮りして、それから許認可方針等の改
正を行った後に告示するというような手続きを考えております。

山田委員 了解しました。

議 長 他に意見はありませんか。なければ採決に移ります。第62号議案「備後地区のご
ち網漁業許可に係る制限措置及び申請期間について」は、原案のとおり承認するこ
とでよろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議 長 異議なしということですので、第62号議案は、原案のとおり承認します。

次は、付議事項は第63号議案から65号議案と続きますが、協議事項の第66、67号
議案の後に、ご審議いただくほうがよいと思われますので、協議事項を先に上程し
ます。

【第66号議案 令和3年度の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議 長 では、まず第66号議案「令和3年度の各連合会海区漁業調整委員会の入漁協定に
ついて」を上程します。事務局から説明してください。

山根次長 (66号議案の提案理由及び提案内容を資料4-1, 資料4-2, 資料4-3, 資料4
-4, 資料4-5, 資料4-6により説明した。)

議 長 ただいま事務局から入漁協定に関する説明がありました。委員の皆様のご意見、
ご質問をお願いします。

箱崎委員 意見はありません。

議 長 他にご意見はありませんか。なければ採決に移ります。第66号議案「令和3年度
の各連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認するこ
とでよろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議 長 また、この案を踏まえ、山口については今年度内に交渉となれば、交渉委員に一
任、愛媛についても交渉委員に一任、岡山と香川については、会長の私と事務局に
一任するということがよろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議長 異議なしということですので、第66号議案は、原案のとおり承認し、関係委員又は事務局に一任することとします。交渉委員の皆様、よろしくお願いします。

【第67号議案 岡山海区漁業調整委員会との緩衝海域に関する協定について】

議長 続いて、協議事項の第67号議案「岡山海区漁業調整委員会との緩衝海域に関する協定について」を上程します。事務局から説明してください。

山根次長 (67号議案の提案理由及び提案内容を資料5-1, 資料5-2により説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

なければ採決に移ります。第67号議案「岡山海区漁業調整委員会との緩衝海域に関する協定について」は、原案のとおり承認することによろしいですか。また、この協定は、岡山県と締結するもので、入漁協定と同時に岡山との文書協議によることとなりますので、締結については、この案を踏まえ、会長と事務局に一任ということによろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議長 異議なしということですので、第67号議案は、原案のとおり承認し、締結内容による変更は、会長と事務局に一任いたします。それでは、ここで休憩を入れます。

(休憩 5分間)

【第63号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間について】

【第64号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間について】

【第65号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間について】

議長 それでは、付議事項の第63号に戻ります。第63, 64, 65号議案は関連事項として、一括上程します。それでは、第63号議案では、「岡山県からの」、そして第64号議案は「香川県からの」、第65号議案は「愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間について」、提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 (63号議案, 64号議案及び65号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

福地主査 (資料3-1, 資料3-2, 資料3-3, 資料3-4により説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 協定に基づいて許可すべき船舶の数について、説明の中で定数に達した時点で新たな許認可は打ち切るという言い方をされましたが、定数を超えて申請が出るようなことがあり得るという前提でそういう説明をされたのでしょうか。

福地主査 基本的には入漁の協定を結んでおりますので、その協定の範囲内でそれぞれ地元において調整がなされた上で申請されてくるものと思っております。ただ、公示をしますので、場合によっては(定数以上に)手が挙がることもあるかもしれません。

そういう意味では、定数を超えて申請があるという場合もあり得なくはないと思っております。その際には、本来なら連合海区委員会の中で確認しておくべきことかと思いますが、各県の方で広島県でいうところの許認可方針のようなものを作って、その中で定数超えの場合の許可の基準を定めていますので、それに基づいての判断となろうかと思えます。

山田委員 了解しました。

議長 他にありませんか。なければ採決に移ります。第63号議案では「岡山県からの」、そして64号議案は「香川県からの」、第65議案は「愛媛県からの」それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議長 また、この内容は、先に入漁協定の内容によって変わる可能性がありますので、入漁協定の締結内容をこの制限措置などに反映させることについては、会長と事務局が確認の上、県に一任としてよろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議長 そして、定数枠上限いっぱいの許可がでた後に廃業で定数に余裕が生じたときは、同じ制限措置の内容で申請を受け付けることについては、県に一任してよろしいでしょうか。

全委員 (賛成の挙手)

議長 異議なしということですので、第63、64、65号議案は、原案のとおり承認します。ただし、各入漁協定の内容による変更は、会長と事務局が確認の上、認めることとします。また、定数上限いっぱいの許可が出た後に、廃業等で定数に余裕が生じたときは、同じ制限措置の内容で申請を受け付けることについては県に一任します。

議長 続いて、その他に移ります。「全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について」を事務局から説明をしてください。

山根次長 (資料6により説明した。)

議長 ご意見はありませんか。なければ、本日予定していた議題は、これで終わりますが、他に委員の皆様から何かございませんか。

全委員 ありません。

議長 他に意見はありませんか。では、県や事務局から何かありませんか。

福地主査 (漁業法の改正に伴い、漁業権制度において新たに義務付けられる漁業生産力の発展計画の策定及び資源管理の状況報告について、漁業協同組合への指導状況等を報告した。)

議長 他にありませんか。

山根次長 （3月に委員会の開催を予定していること及び議題等を報告した。）

議 長 他にないようでしたら、これをもちまして第474回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間、慣れない環境のなか慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

（午後3時8分 閉会）